

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空機等輸入品検査共通仕様書	C&LPS-Y00002-6	
		大臣承認	昭和 年 月 日
		作成	昭和41年 7月27日
		改正	平成20年 3月11日
			令和 6年 3月21日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機等の輸入品（以下，“輸入品”という。）の品質が、契約の要求事項により規定された基準に合致していることを保証するために、契約の相手方は、設定すべき検査体系についての一般共通的要求事項を規定する。
- b) この仕様書は、個別仕様書又は契約書において、適用することを規定された輸入品の検査に適用する。
- c) この仕様書は、輸入品に係る検査の一部又は全部を外注する場合には、原則として、その下請負業者に対しても適用する。
- d) この仕様書に規定する内容と調達品等の仕様書に規定する内容とが相違する場合は、調達品等の仕様書に規定する内容が優先する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1

##### 航空機等

航空機，航空機用機器，航空装備品，航空機に関する整備又は訓練用器材及びそれらの部品並びに材料

#### 1.2.2

##### 検査体系

契約の相手方等が，輸入品の品質が，契約の要求事項において規定された基準に合致していることを保証するために行う検査の組織，機能及び手順

#### 1.2.3

##### 下請負業者

契約の相手方の工場以外の場所で，輸入品に係る検査の一部又は全部を行う業者

#### 1.2.4

##### 契約の相手方等

契約の相手方及び下請負業者の総称

品 名	航空機等輸入品検査共通仕様書
-----	----------------

### 1.2.5

#### 検査官

契約担当官等の補助者として、契約相手方施設において輸入品の検査を指令された者及び源泉審査に準じ、下請負業者の施設で、検査の一部又は全部の業務を行う者

### 1.2.6

#### 不具合

検査の基準を満たさないこと

### 1.2.7

#### 不具合品

不具合な品質特性項目を有する輸入品

### 1.2.8

#### 是正措置

検査体系に不具合が認められる場合又は輸入品に不具合がある場合、その不具合を是正すること及び同様又は類似の不具合が再発しないよう対策を講ずること

### 1.2.9

#### 品質

仕様書及びこれに関連する図面、規格等に規定した材料・部品・組立品・構成品・完成品に要求されている特性

### 1.2.10

#### 品質特性

品質に関する要求事項であり、測定又は観察し得るもの

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### a) 規格

J I S Z 9 0 0 2	計数規準型一回抜取検査（不良個数の場合）
J I S Z 9 0 0 3	計量規準型一回抜取検査（標準偏差既知でロットの平均値を保証する場合及び標準偏差既知でロットの不良率を保証する場合）
J I S Z 9 0 0 4	計量規準型一回抜取検査（標準偏差未知で上限又は下限規格値だけ規定した場合）
J I S Z 9 0 0 9	計数値検査のための逐次抜取方式
J I S Z 9 0 1 0	計数値検査のための逐次抜取方式（不適合品パーセント、標準偏差既知）
J I S Z 9 0 1 5 - 1	計数値検査に対する抜取検査手順－第1部：ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式
J I S Z 9 0 1 5 - 2	計数値検査に対する抜取検査手順－第2部：孤立ロットの検査に対するLQ指標型抜取検査方式
A N S I / A S Q C Z 1 . 4	計数調整型抜取検査（一回、二回及び多回）（英語）
A N S I / A S Q C Z 1 . 9	計量調整型一回抜取検査（英語）

品 名	航空機等輸入品検査共通仕様書
-----	----------------

## 2 要求事項

### 2.1 一般

契約の相手方は、契約の要求事項に合致していることを保証するため、有効、かつ、経済的な検査体系を設定し、維持しなければならない。契約の相手方等は、この仕様書に規定された事項を実施するための手順書を作成及び維持し、検査官が、いつでも利用できる状態にしておかなければならない。

### 2.2 検査・試験

契約の相手方等は、契約の要求事項に基づき、所要の検査及び試験を実施し、その結果を記録しておかなければならない。この記録には、観察又は測定した品質特性、発見された不具合内容、不良品の数量及び是正措置を含んでいなければならない。検査の規準は、当該品目に関する製作図面、仕様書、規格等によるものとし、これらが利用できない場合は、T O等でもよい。

### 2.3 技術資料

契約の相手方等は、検査及び試験に必要な技術資料を準備する。ただし、契約の相手方等は、航空自衛隊の所有する技術資料（T O等）を利用してもよい。

### 2.4 検査用測定・試験装置

契約の相手方等は、必要な検査器具及び試験装置を準備し、較正しておかなければならない。

### 2.5 検査状態の表示

契約の相手方等は、検査及び試験の結果、合格した輸入品について、結果の検査印をもって、表示しなければならない。検査印は、検査官の検印と紛らわしくないものとし、検査官に通報しなければならない。

なお、押印方法は、刻印、ゴム印等消滅しにくい適当な方法を用いるものとし、かつ、押印によって、部品が損傷しないよう考慮しなければならない。ただし、その範囲は個別仕様書で機能検査、寸法検査及び非破壊検査が要求された輸入品のみとする。

### 2.6 抜取検査

契約の相手方等は、個別仕様書又は契約書によって抜取方式が規定されているときはそれに従うものとし、規定されていない場合は、表 1 及びその他の根拠ある抜取方式を用いてもよい。

表 1－抜取検査一覧表

規格番号	名 称
J I S Z 9 0 0 2	計数規準型一回抜取検査
J I S Z 9 0 0 3	計量規準型一回抜取検査
J I S Z 9 0 0 4	計量規準型一回抜取検査
J I S Z 9 0 0 9	計数値検査のための逐次抜取検査方式
J I S Z 9 0 1 0	計数値検査のための逐次抜取検査方式
J I S Z 9 0 1 5－1	計数検査に対する抜取検査手順
J I S Z 9 0 1 5－2	計数検査に対する抜取検査手順
A N S I / A S Q C Z 1. 4	計数調整型抜取検査
A N S I / A S Q C Z 1. 9	計量調整型一回抜取検査

## 2.7 不具合品の処理等

契約の相手方等の不具合品処理等は、次による。ただし、契約の相手方等が、すべての不具合品を使用不適とするか、その他適切な方法によって、処理することを定めた場合はこの限りでない。

- a) **不具合品の識別** 契約の相手方等は、自ら又は検査官によって発見された不具合品を識別し良品と区別する。
- b) **不具合品の処理** 契約の相手方等は、不具合品の処理について、根拠とした技術的事項を検査官に提示する。検査官は、提示された技術的事項を審査して、当該不具合品の処理を決定する。ただし、契約の相手方等は、これらの技術的事項を通常の検査の基準として適用してはならない。

## 2.8 検査体系の審査・是正

契約の相手方等は、この仕様書に基づいて設定した検査体系が、検査官の審査の結果、不具合が指摘された場合には、速やかに是正を行わなければならない。

## 2.9 防せい・包装・出荷

契約の相手方等は、契約の要求事項に従って、防せい・包装・包装検査・出荷を実施しなければならない。

## 2.10 記録

契約の相手方等は、輸入品の検査又は試験結果の記録を整理・保管し、検査官がいつでも審査できるようにしておかななければならない。また、検査官が要求したときは、その写しを提出しなければならない。